

詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示  
【電子入札対象案件】

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲 示 日 平成29年7月4日（火）
- 2 掲 示 責 任 者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 田中 伸和
- 3 担 当 本 部 〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
(新宿アイランドタワー13階)  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
総務部経理課  
電話03-5323-0631

#### 4 工 事 概 要

- (1) 工 事 名 大手町地区 補助158号線下水道その他工事
- (2) 工事場所 東京都千代田区大手町二丁目地先
- (3) 工事概要

(工事内容) 土木工事

下水本管工 φ200～φ800 L=170m 1号マンホール2基、2号マンホール1基、3号マンホール2基)、  
路面覆工 A=830㎡、舗装工 一式、土留工 一式、補助地盤改良工 一式、  
道路付属物工 撤去・新設 一式、撤去工 一式、日々回送費 一式

(工 期) 契約締結の翌日～平成31年8月31日まで

※契約締結日

落札後7日以内を予定している。

※フレックス工期適用の工事着工期限日

工事着工期限日は平成29年11月15日とする。

※実施工事期間

工事着工日から平成31年8月31日までの間とする。

実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日曜・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）の増減は考慮しない。

※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できる。

#### (4) 工事実施形態

- ① 本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の試行工事である。フレックス工期による契約方式については、別添1「フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領」を確認すること。

- ②本工事は申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式、タイプB）の工事である。（なお、本工事は、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（土木・造園工事）平成27年3月」を適用するものとする。）
- ③ 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ④ 本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては協定締結後）に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
- ⑤ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑥ 本工事は低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- ⑦ 本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の試行工事である。（詳細は、入札説明書による）
- なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実勢価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。
- (5) 本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
- なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構東日本都市再生本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/> にて公開）による。

## 5 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、土木工事A等級又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東日本都市再生本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により土木工事A等級又はB等級の再認定を受けていること。）。また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。
- ※定義については、当機構ホームページ（<http://www.ur-net.go.jp/order>）に掲載。

- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 上記4に示した本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (9) 平成19年4月1日以降に、元請として施工を完了したものの内、次の条件を満足する工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・「市街地(DID地区)における100m以上の下水道本管布設工事。但し車線規制を行った工事」

(DID地区とは国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。)

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、配置予定技術者という。）を当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・技術士（建設部門、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものに限る。))の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

② 平成19年4月1日から本工事掲示日までの期間に、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として下記に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。

・「市街地(DID地区)における下水道本管布設工事」

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑤ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。
- ⑥ 実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極め

て特別な場合に限る。特別な場合において、やむを得ず変更する場合、上記①から④の基準を満たす技術者を配置すること。

- (11) 平成27年4月1日から資料の提出期限までの間に、当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定型一括入札方式」、「枠組み協定一括発注方式」又は「追加工事協定方式」による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において調査基準価格を下回った価格をもって契約し工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。

① 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

- (12) 低入札価格調査対象となった場合には、(10)①、③、④の基準を満たす、品質管理を行う専任の技術者を1名以上追加配置できること。（共同企業体の場合は、いずれかの構成員が1名以上追加配置できること。）

また、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付して報告できること。

- (13) 上記に定めるものの他、揭示文、入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

- (14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 6 総合評価に関する事項

- (1) 本工事の総合評価においては、以下の条件を満たすこと。

- ・施工管理等の内容が当機構の基準を満たしていること。

- (2) 入札参加者は「価格」、「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、くじ等により落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (3) 評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制等評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、施工実績、施工計画等評価点の最高点数は40点、施

工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評 価 値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

価格評価点＝100×（1－入札価格／予定価格）

技術評価点＝施工実績の評価点＋施工計画の評価点

(4) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の施工実績
- ③ 施工計画
- ④ 施工体制等

(5) 施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ①品質確保の実効性
- ②施工体制確保の確実性

(6) 施工体制等の確認のためのヒアリングについて

施工体制等に関する審査は、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」を確認するため、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者すべてにヒアリングを実施する。また、入札価格が調査基準価格<sup>※1</sup>未満及び特別重点調査基準価格<sup>※2</sup>未満の場合は、ヒアリングに先立ち入札説明書に記載する追加の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

なお、入札参加者全てが調査基準価格以上で、かつ、品質の確保・施工体制確保が必ずしも十分に構築されないと認める事情がない場合にはヒアリング及び調書の作成を省略する。

※1 調査基準価格とは、低入札調査基準価格のことをいう。

※2 特別重点調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

(7) 失格要件

「施工計画」が未提出、或いは白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全性、確実性、経済性等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(8) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した施工計画、施工体制等は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
- ② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札説明書等の交付期間及び方法

交付期間：平成29年7月4日(火)から平成29年8月10日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間を除く。)

交付方法：入札説明書等は、東日本都市再生本部HPに記載。設計図書等(CD化したもの)の交付を希望する場合は、FAX申込書(FAX申込書の書式は、末尾に添付)及び別紙1「秘密保持に関する確認書」の写しを上記の期間に送付し申し込むこと。FAX受領後、FAX受領日より3営業日後までに到着するように発送する(土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。)

3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。なお、交付資料については無償とするが、着払いにて送付するので送料は交付希望者の負担とする。

別紙1「秘密保持に関する確認書」の原本と印鑑証明書は、8月10日(木)までに、7(2)と同じ提出場所に提出すること。

#### 【FAX送付先】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部首都圏入札課

FAX：03-5323-4785

電話：03-5323-4782

### (2) 申請書、資料及び見積書の提出期間、方法及び場所

提出期間：平成29年7月5日(水)から平成29年8月10日(木)(競争参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

提出方法：申請書、資料及び見積書の提出については電子入札システムで行い、資料の提出については下記に示す提出場所まで持参すること。ただし、発注者に紙入札の承諾を得た場合については、申請書についても下記に示す提出場所まで持参すること。なお、持参に当たって、資料提出の3日前迄に下記に示す提出場所へ提出日時を連絡し、内容を説明できる者が持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
(新宿アイランドタワー17階)

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

技術監理部工務課

電話03-5323-4375

### (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### ① 入札の受付日時及び入札書の提出方法

日時：平成29年9月26日(火)午前10時から正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に持参す

ること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

② 開札の日時及び場所

日 時：平成29年9月27日（水）午前10時（予定）

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
（新宿アイランドタワー19階）

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課入札室

電話 03-5323-4782

※入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 見積書にかかるヒアリングの日時、場所

ヒアリング開催日時については申請書、資料及び見積書提出時に調整を行う。

なお、ヒアリングにあたっては、見積書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。

ヒアリング期間：平成29年8月21日（月）または平成29年8月22日（火）

ヒアリング場所：〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
（新宿アイランドタワー15階）

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

基盤整備部基盤整備第1課 電話 03-5323-0478

(5) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

## 8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

① 落札者の決定方法は、6(2)による。

② 6(2)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場

合には、工事成績評定点を減ずる。

- ③低入札価格調査となった場合、施工体制計画及び工事費内訳書の算出根拠等（材料費、機械経費、労務費等の内訳、共通仮設費及び諸経費の内訳、下請予定業者・納入予定業者の見積書又は取引実績等）の提出を求められることがあるので、それに応じること。
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。 無
- (5) 平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記7(2)より申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、以下のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行った上、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

提出期間：平成29年7月5日（水）から平成29年8月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く）まで。

問い合わせ先：上記3に同じ

(6) 問合せ先

① 申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部技術監理部工務課  
電話 03-5323-4375

② 平成29・30年度の競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課  
電話 03-5323-0631

③ 電子入札システムについて

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部首都圏入札課  
電話 03-5323-4782

④ 見積書について

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 基盤整備部基盤整備第1課  
電話 03-5323-0478

(7) 詳細は入札説明書による。

- (8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。



① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

独立行政法人都市再生機構

詳細条件審査型一般競争入札説明書等

設計図面等申込書

申込日：平成 年 月 日

工 事 件 名		大手町地区 補助158号線下水道その他工事
申 込 者	貴社名※	
	御住所 (送付先) ※	〒
	御連絡先 (電話番号) ※ (メール) ※	
	御担当者名※	
	備考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。

※ のある欄は、漏れなくご記入ください。

- ・ 設計図書等は、申込後、土曜日、日曜日及び祝日を除く 3 営業日後にお手元に届くよう発送いたします。
- ・ 午後 3 時以降に F A X が到着した場合は、4 営業日後の到着となります。

【申込先】独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップ

【送信先】F A X 0 3 - 5 3 2 3 - 4 7 8 5  
(注：この番号は、首都圏入札課の F A X 番号)

【問合先】独立行政法人都市再生機構  
東日本賃貸住宅本部 総務部首都圏入札課  
T E L 0 3 - 5 3 2 3 - 4 7 8 2

「株式会社ブルーホップ」とは、独立行政法人都市再生機構が当該業務を委託している業者です。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

実印

## 秘密保持に関する確認書

当社は、「**大手町地区補助 158 号線下水道その他工事**」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び資料（以下「秘密情報」といいます。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとしします。
2. 当社は秘密情報を本件工事参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとしします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとしします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
  - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合
  - ロ 本件工事のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件工事に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については本確認書に定める秘密情報に該当しないものとしします。
  - イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報
  - ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
  - ハ 貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件工事検討が終了した場合又は本件工事参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとしします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとしします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) \_\_\_\_\_ fax) \_\_\_\_\_

※本書面の提出にあたっては、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）を添付すること

## フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領

(平成 26 年 7 月 9 日制定)

独立行政法人都市再生機構

## (総則)

第1条 この要領は、都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、フレックス工期（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、これが手続き上明確になっている契約方式に係る設定可能な工期の始期と終期の期間をいう。以下同じ。）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式をいう。以下同じ。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（フレックス工期による契約方式を試行する工事（以下「フレックス工事」という。））を試行するものである。

## (工事着工期限日及び工事着工日)

第3条 機構は、工事着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

- 2 受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。
- 3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。

## (工期)

第4条 着工期限日から、フレックス工期に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

## (前払い金の取扱い)

第5条 フレックス工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

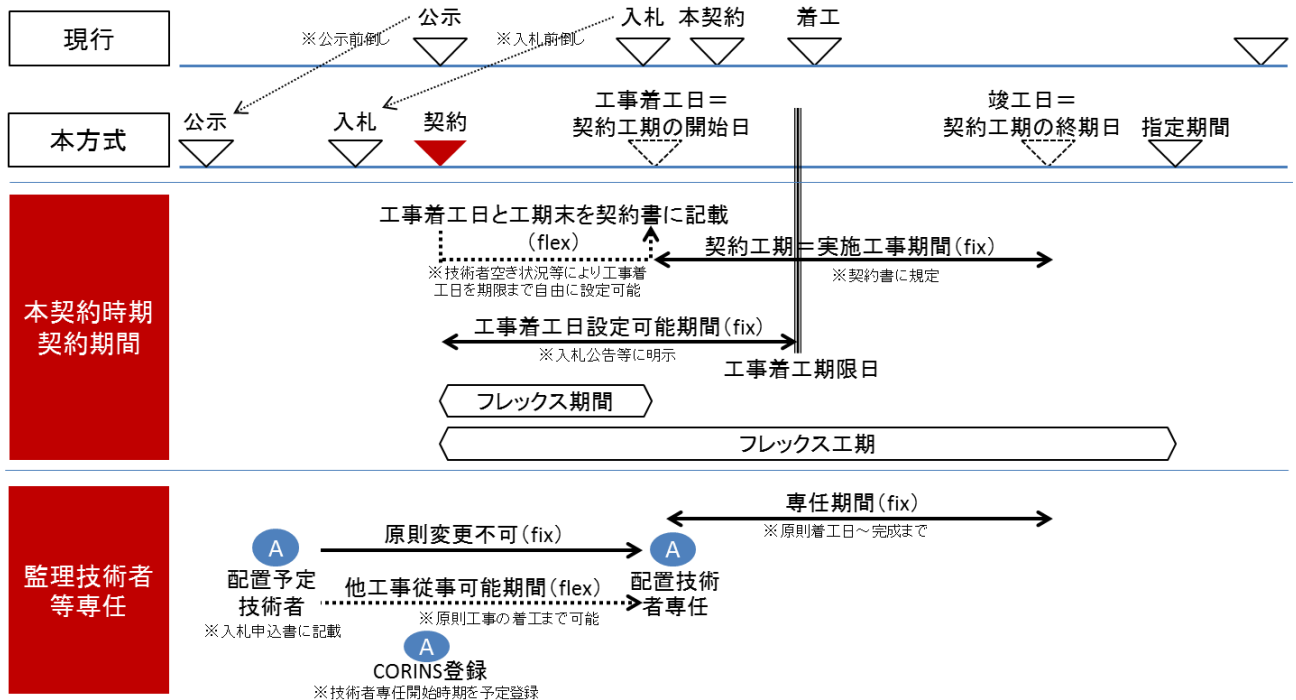
## (工事着工日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

(現行とフレックス工事の比較イメージ)



(技術者の取扱い)

第7条 フレックス期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

## 工事着工日通知書

(フレックス工期契約制度適用工事)

年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

受注者 住所  
商号又は名称  
氏名

印

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 予 定 年 月 日	年 月 日
工 期	工 事 着 工 日 から 年 月 日 まで
工 事 着 工 日	年 月 日

※契約時まで提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。